

協働の基本原則

●目的共有の原則

協働する双方は達成しようとする目的を共有し、お互いの役割や責任を分担すること。

●相互理解の原則

お互いの価値観や行動原理の違いをよく理解し、信頼関係を築くこと。

●対等の原則

協働する双方は対等の関係であること。

●自主性・自立性の 尊重の原則

協働する双方はお互いの特性を尊重すること。

●情報公開・ 情報共有の原則

- ・市民の参加機会を確保し、協働事業のプロセスや成果などを公開し、透明性を確保すること。
- ・協働する双方は情報を共有しながら進めること。

●評価の原則

協働事業の結果だけでなく、協働する双方の関係を含めて客観的に評価すること。

協働の主な推進方策

協働を進めるための環境整備

- (仮称)市民活動支援センターの設置に向けた検討
- 自立し安定した市民公益活動支援のための仕組みの検討
- ITの積極的な活用の検討
- 人材の育成
- 協働に関する実態やニーズの把握・情報の提供

協働する行政へ～市役所改革

- 市民の声を積極的に聴き、施策や事業に活かす仕組みづくり
- 情報公開の推進
- 協働推進体制の整備に向けた検討
- 市職員の協働意識の向上

協働する市民公益活動団体等へ ～まちづくりの主体としての自覚

協働するためのルールづくり

- 条例の制定や協働推進アクションプラン等の方策やルールの検討
- 協働のあり方や事業の検証・評価を行う仕組みの検討